宝塚市西谷地区まちづくり協議会の部会活動に関する規則

　　　（目的）

第１条　この規則は、宝塚市西谷地区まちづくり協議会の円滑な運営を図るため、部会

　活動に関し必要な事項を定めるものとする。

　　（部会の名称等）

第２条　本協議会に次の部会を置く。

　　①　総務部会

　　②　青少年育成部会

　　③　文化・研修部会

　　④　福祉部会

　　⑤　人権啓発部会

　　⑥　自主防災部会

　　⑦　健康スポーツ部会

　　⑧　環境部会

　　⑨　その他、必要に応じて地域課題を検討協議するため専門部会を置くことができる

　２　部会はそれぞれの部会に応じた事業の計画、実施を行うとともに、必要に応じて

　諸地域活動等の支援を行う。

　３　部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置く。

　４　部会にそれぞれ広報担当を置く。

　　（総務部会）

第３条　総務部会は、他の部会に属さない事項を取り扱うともに機関紙の発行及び広報活動を行う。

　２　総務部会は、役員会により選出された者をもって構成する。

　３　総務部会長及び副部会長は、部会において選出する。

　　（青少年育成部会）

第４条　青少年育成部会は、青少年育成に関する事業を行う。

　２　青少年育成部会は、西谷中学校区青少年育成市民会議の委員の中から選出する。

　３　青少年育成部会長は、西谷中学校区青少年育成市民会議会長をもって充てる。

　４　青少年育成部副部会長は、部会において選出する。

（文化・研修部会）

第５条　文化・研修部会は、地域の文化振興に関する事業を行う。

　２　文化・研修部会は、役員会により選出された者をもって構成する。

　３　文化・研修部会長及び副部会長は、部会において選出する。

（福祉部会）

第６条　福祉部会は、福祉推進に関する事業を行う。

　２　福祉部会は、役員会により選出された者をもって構成する。

　３　福祉部会長及び副部会長は、部会において選出する。

　　（人権啓発部会）

第７条　人権啓発部会は、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消をめざした人権

　啓発に関する事業を行う。

　２　人権啓発部会は、西谷小学校区人権啓発推進委員会の委員の中から選出する。

　３　人権啓発部会長は、西谷小学校区人権啓発推進委員会委員長をもって充てる。

　４　人権啓発部副部会長は、部会において選出する。

　　（自主防災部会）

第８条　自主防災部会は、地元消防団との連絡を密にし、自主的な防災活動に関する事

　　　業を行なう。

　２　自主防災部会は、役員会により選出された者をもって構成する。

　３　自主防災部会長及び副部会長は、部会において選出する。

　　（健康スポーツ部会）

第９条　健康スポーツ部会は、スポーツを通じた生きがいづくり目的とする事業を行う。

　２　健康スポーツ部会は、西谷スポーツクラブ２１の委員の中から選出する。

　３　健康スポーツ部会長は、西谷スポーツクラブ２１の委員長をもって充てる。

４　健康スポーツ部副部会長は、部会において選出する。

　　（環境部会）

第１０条　環境部会は、地域整備や環境作りに関する事業を行う。

２　環境部会は、役員会により選出された者をもって構成する。

３　環境部会長及び副部会長は、部会において選出する。

付　則

　この規則は、平成９年５月３０日から施行する。

　この規則は、平成１０年６月３日から施行する。

　この規則は、平成１１年５月２９日から施行する。

　この規則は、平成１２年５月２８日から施行する。

この規則は、平成１５年５月１７日から施行する。

　この規則は、平成２４年５月１９日から施行する。

この規則は、令和２年５月２３日から施行する。